

論文

国民党の若手代議士

——関和知と閥族打破——

河崎吉紀[†]

要約：本稿の目的は、1910年に日本で結成された立憲国民党の若手代議士について、千葉県選出の関和知を例に、その政治構想と政治活動を明らかにするものである。1909年に国政に参加した関和知は、犬養毅に従い各地を遊説に出かけ、都内では青年主催の演説会に積極的に登壇する。議会では国民党の幹事として、大逆事件後の言論出版の自由を擁護し、朝鮮における新聞の規制を緩和するよう訴えた。第11回総選挙は落選するも、再び繰り上げとなり議席を守る。そして、大正政変でも国民党に留まり、選挙権の拡大を目指して動き始めた。彼の「閥族打破」は国民の政治参加と表裏一体であり、その理想を追求する一方、政策に効力をもたせる現実的な努力も怠らなかった。

キーワード：国民党，犬養毅，大正政変

目次

1. はじめに
2. 憲政本党から国民党へ
 - 2-1. 補欠選挙——周囲も驚く健闘
 - 2-2. 代議士となる
 - 2-3. 犬養毅との遊説
 - 2-4. 明治43年の大水害
3. 言論出版の自由と文官任用令
 - 3-1. 国民党幹事
 - 3-2. 大逆事件と言論出版の自由
 - 3-3. 千葉県政界——政友会の卑劣な選挙運動
 - 3-4. 文官任用令中改正建議案
 - 3-5. 朝鮮総督府新聞紙規則
 - 3-6. 地元の要望に応じて
 - 3-7. 第11回総選挙——砲火轟き、弾雨迸る
4. 国民の政治参加
 - 4-1. 第一次憲政擁護運動
 - 4-2. 国民党分裂
 - 4-3. 国論の大激昂——桂太郎内閣退陣
 - 4-4. 憲政の本義より見たる選挙権の拡張

[†]同志社大学社会学部教授

*2020年6月29日受付，2020年6月30日掲載決定

- 4-5. 大日本青年協会
- 5. おわりに

1. はじめに

従来、国民党の研究は犬養毅を対象に行われてきた。その焦点の一つに、大石正巳など政府との提携を模索する改革派と、民党路線を維持し政府に敵対する犬養ら非改革派の対立がある。やがて彼らは分裂し、改革派は同志会へと流れるという大正政変を描くなかで、国民党はおもに取り上げられてきた。大正政変については、山本四郎『大正政変の基礎的研究』をはじめ、すでに膨大な研究の蓄積がある。また、犬養毅についても、数多くの伝記が執筆され、その思想や政策について詳細な分析が行われてきた。

しかし、国民党それ自体を取り上げた論考は乏しい。なかでも、貴重な研究に、久野洋「立憲国民党の成立」と「犬養毅・立憲国民党の地方基盤」がある⁽¹⁾。いずれも岡山県選出議員の犬養毅、坂本金弥を中心に、前者は国民党の成立を地方政治史の観点から扱い、後者はその後、大正政変期に彼らが袂を分かつ過程と、岡山県における国民党の政治基盤を論じたものである。また、伊東久智『「院外青年」運動の研究』は、国民党を事例として青年と既成政党の関係を上げている⁽²⁾。そこでは、国民党が早くから青年に着目し大日本青年協会を立ち上げた過程や、その機関誌『青年』に表れた読者の主張が明らかにされている。

とはいえ、国民党に所属した個々の政治家の動向はいまだ未解明の部分も多い。彼らが考えた政治構想とはいかなるものであったか、また、実際にどのような政治活動を行っていたのか、本稿は千葉県選出の国会議員・関和知を例に、大正政変に臨む若手代議士の政治構想と政治活動を明らかにするものである。山本四郎は「新人ほど革新の意気がさかんである」と記し、国民党の若手が裏面の事情も知りつつ、あえて表看板としての綱領に忠実であり「大義名分の下に奮起」したのではないかと考え、彼らが国民党内で犬養毅を支え、延いては護憲運動の一翼を担っていくと指摘している⁽³⁾。そして、坂野潤治は、第三次桂太郎内閣が解散という手段をとれなかった理由の一端として、「新聞雑誌記者や既成政党内の少壮代議士と院外団、および青年・学生などの大正維新期待」があったことをあげている⁽⁴⁾。

そこで、「閥族打破」の旗印の下、国民党へ参加した若手代議士は議会でなにを訴え、そして院外を含め、いかなる活動を展開したのか、その大義名分の一端を検証したい。次章ではまず、彼が国政へ進出する過程から始めよう。

2. 憲政本党から国民党へ

2-1. 補欠選挙——周囲も驚く健闘

1909（明治42）年7月、安田勲の補欠選挙が行われることになった。第10回総選挙で千葉県8区から当選した安田は、4月23日、日糖事件で召喚され警視庁の留置場に入れられ、翌日、裁判所で取り調べを受けた。7月3日、選挙法第11条により議員を退職した。その後の裁判で懲役4か月の有罪となり、9月1日の午後、東京監獄に入った。日糖事件とは、製糖業を保護する限時法である輸入原料砂糖戻税を延長させるため、日本製糖の重役らが衆議院議員に贈賄した事件である。収賄した議員は政友会、憲政本党、大同倶楽部の20人に及んだ。憲政本党では、多くの被疑者を出した改革派が力を失い、犬養毅を中心とする非改革派が勢いを盛り返した。

安田勲は安房郡大山村の出身で、県会議員を長く務め、第1回総選挙より期間は連続していないが5回、衆議院議員に当選し、房総政界の老将と呼ばれていた⁽⁵⁾。安田の失職にともない、憲政本党幹事の平島松尾は1909（明治42）年7月12日、千葉支部へと足を運び、補欠選挙の候補者選定会に出席して意見を述べた。当初、非政友派は山岡音高を公認候補とするよう動いたが、千葉支部は協議のすえ輸入候補は受けつけないという方針を立て満井武平を選んだ。しかし、満井は村長を務めていて難しく、結果、関和知を推薦することになった。翌日13日に千葉支部幹事の吉田銀治が、打ち合わせをするため東京の本部へと向かった。同日、候補者の一人であった山岡も本部を訪ねている。14日には満井が本部を訪れ、補欠選挙戦の方針について意見を述べた。一方、藤代市之輔は上京して関和知の了解を求めた。その結果、本部は吉田に宛て、山岡を候補とすることを断念すると伝え、協議のため平島を再度、出張させるという電報を送った。同日、平島は千葉へと急いだ。その翌日、入れ替わりに吉田が本部へと赴く。こうして関和知は憲政本党の公認候補となった。

1909（明治42）年7月21日、憲政本党幹事の平島松尾が選挙戦を視察するため千葉へ出張した。匝瑳郡では憲政本党は模範的な運動を行い、向後四郎左衛門が奔走して関和知の推薦に盡力した。関和知は大隈重信や貴族院議員の五十嵐敬止から受けた推薦状を5万枚印刷して県下へばらまいた⁽⁶⁾。このとき豊栄村の有力者である布施鷹助も率先して関和知を応援し、有志を募って推薦状の郵送を手伝わせたという。激しさを増す選挙戦のなかで、関和知は7月24日から猛烈な運動を展開し、政友会の候補である千葉禎太郎の地盤に食い込んだ。しかし、千葉が優勢で大勢はくつがえりそうにもなかった。千葉県の補欠選挙は7月25日に終了し、9,919票で千葉の勝利に終わった。関和知は8,208票を獲得し「次点者たる運命を担ふ迄も投票数は意外に多かるべし」と評価さ

れ⁽⁷⁾、破れはしたものの、その健闘ぶりに周囲は驚かされた。憲政本党千葉支部機関紙の『新総房』は「選挙余談」として「新進有為の関和知氏を以てしたは、全く人物本位で誠に立派なものである」と記した⁽⁸⁾。「関氏は全く財力に乏しい、然り絶無と言つても宜しい」と書いて、そのようななかで、政友派の総大将である千葉と正々堂々と相まみえたことは痛快であると振り返った。

2-2. 代議士となる

1909（明治42）年10月10日、憲政本党千葉支部の臨時大会が梅松別荘で開かれた。座長に推された幹事の白井喜右衛門が開会の辞を述べ、吉田銀治が「本支部は卒先して倍々非政友派同志の団結を強固」にすると決議を朗読すると拍手が湧き起こった⁽⁹⁾。次いで、開催予定の憲政本党大会に出席する委員を選定し、満井武平、宇佐美佑申、白井喜右衛門、吉田銀治が参加することになった。満井は万が一、出張することができないときは、関和知と近藤弥三郎に代わりを務めてほしいと依頼した。その後、他県の黨員なども交え憲政本党関東各支部の連合会を開き、決議採択と演説が行われたのち、午後4時半頃から別室に移って関東非政友派大会を催した。その晩は大懇親会となり盛会を極めた。関和知はその席上やおら起ち上がり演説を行った。政友会は憲政の発達を阻害し、国民の政治的道義を破壊している。彼らは議席で多数を占めているが、主義や政綱に基づいて進退しているのではなく、国民の意志に背いて官僚政治に盲従していると批判した。彼は大喝采を浴びた。

その月末、10月28日に憲政本党の第12回大会が芝烏森の新橋倶楽部で午後1時から開かれた。官僚派の壟断するところを打破し責任内閣に実をあげると宣言した。各支部から推薦された代議員として千葉県からは満井武平、宇佐美佑申、吉田銀治、澤田正親とともに関和知も参加した。当日、さらに大会における選挙で関和知は藤代市之輔とともに憲政本党の評議員に選出された。翌日、本部の会議室で午前11時から評議員会が開かれた。犬養毅、大石正巳、武富時敏らとともに関和知も出席した。

彼がこのように重視されたのは、代議士になる可能性があったからである。というのも、非政友派の代議員、鈴木久次郎が大日本水産の資金を使い込み、株主から告訴され、1909（明治42）年3月30日に逮捕されていたからである。もし改革派の鈴木が失職すれば、先の選挙で次点者となった関和知が補充されるだろう。そうなれば、憲政本党内の派閥は非改革派が36人、改革派が15人、中立派が12人となるだろうと党内でも注目されていたのである⁽¹⁰⁾。10月23日、第一審で鈴木は重禁固4年の言い渡しを受け、安田勲と同じく選挙法第11条により議員を退職した。11月14日、関和知は衆議院議員となった。

彼は翌月12月7日の夜、病床の田村昌宗を見舞った。雑誌『新総房』⁽¹¹⁾の時代から

応援してくれていた。大隈重信とも親しく、千葉県非政友派における主柱の一人だった。田村は関和知の顔を見て「今期の議会に名を挙げたら如何だ」と告げた⁽¹²⁾。関和知や佐瀬熹六らが遺言はないかと尋ねると田村は笑って、最後とのときを待つのみだと語った。その一週間後、田村昌宗は亡くなった。大隈は「六十年来の交情は実に格別なもので、屢ば死生の間に出入して苦楽を共にしたる歴史は殆ど骨肉も及ばぬものがある」と別れを惜しんだ⁽¹³⁾。

憲政本党千葉支部は12月9日午後3時30分より梅松別荘にて総会を開いた。幹事の白井喜右衛門が挨拶して、座長に向後四郎左衛門を推薦した。地租の軽減、悪税の改廃などを決議した。関和知は地租軽減について「吾が党多年の宿論たり共に之が貫徹を期せざる可からざることは言ふ迄も無し」と述べて⁽¹⁴⁾、県会より減租の建議案を出すことを提案して賛成された。

新代議士となった関和知の下へ『早稲田学報』の記者が訪ねてきた。関和知は座敷で洋服を畳んでいた。記者は書生と間違え彼にお茶を出してもらい、「私は関和知です」⁽¹⁵⁾と告げられ吃驚した。政治家になった動機を問われると、早稲田大学の立憲政治への影響を語った。英国的改進黨の政党を作った大隈重信総長や、高田早苗学長の憲法論に深い印象を受けたという。そして、自らの人格を傷つけないばかりでなく、進んで人の手本になりたいと覚悟を語った。

2-3. 犬養毅との遊説

1910（明治43）年3月13日、憲政本党は解党し国民党が結成された。3月29日午後4時より、国民党千葉支部の設立準備会が千葉町の梅松楼で開かれた。藤代市之輔とともに今や代議士である関和知も参加した。宇佐美佑申や吉田銀治、佐瀬熹六といった『新総房』関係者も集まった。関和知から国民党本部の動向が伝えられ、種々の報告が行われた。特別準備委員を選んで支部の体制を整えることとなり、関和知、吉田銀治、佐瀬熹六ら12人が選ばれ、委員長には宇佐美佑申が就くことになった。翌30日、関和知は上京して本部から千葉支部発会式へ人を派遣するよう要請した。本部からは発会式と、その後の千葉県遊説に箕浦勝人、福本誠を派遣することが伝えられた。

関和知は1910（明治43）年4月3日、故郷の長生郡東浪見村に凱旋した。綱田の関保三の自宅に支援者らが集まり、午後1時から関代議士招待会が催された。土地の有力者や知人、友人など総勢150余名がつめかけ盛会となった。関和知は郷里にいる竹馬の親友たちに支えられた。選挙のとき彼らは率先して関和知に投票した。選挙戦を振り返って礼を述べたあと、彼は政友会の横暴を批判し国民党の方針を説明する演説を行った。拍手喝采を浴びたあと関五郎右衛門の発声で万歳が唱えられ酒宴となった。夜の8時頃まで歓談して散会した。『新総房』は「人と事業」と題する連載のなかで関和知を

取り上げ、選挙において金がなく赤貧洗うが如しであったなか、同情を寄せてもらったことに関和知が感謝していたことを記している⁽¹⁶⁾。もっとも、衆議院議員となっても彼の寓居は家賃 20 円程度の借家のままである。ただし、床の間には洋書がずらりと並べられていたという。

国民党千葉支部の発会式が 1910（明治 43）年 4 月 10 日、梅松別荘にて挙行された。宇佐美佑申、藤代市之輔、吉田銀治ら千葉県の前憲政本党関係者が集結した。もちろん関和知も参加した。東京から犬養毅、武富時敏らも駆けつけた。宇佐美は開会式で政友会を罵倒し、挨拶に代えた。支部の規約などを決めたのち、関和知は決議案を読み上げた。「立憲の宣言綱領に基き大に同志を糾合して旺に党務の拡張に努むる事」⁽¹⁷⁾。その後、午後から演説会に移り、関和知は「国民的政党の必要」と題して演説を行った。国民の意志を統一し議会において代表させるために政党があり、その政党が内閣を組織し責任を負うという立憲政治を行うには、国民が自ら政党に加わり政治的希望をかなえるべきであると主張した。しかし、現実の政治はそのようにはなっていないと述べ、とりわけ政友会を「政党の看板をかけた一ノ営利的会社である」と批判した⁽¹⁸⁾。彼は政友会が党勢拡張のため鉄道や学校の建設を餌にしていることを弾劾した。武富、犬養も声を張り上げ演説に加わった。11 日、12 日も東金や茂原で演説会を催した。

1910（明治 43）年 4 月 20 日、国民党の千葉支部幹事会が開かれ、藤代市之輔、関和知の代議士をはじめ幹部らが集まった。支部の運営は当面、白井喜右衛門が担当することになった。翌月、5 月 5 日は端午の節句、国民党の政談大演説会が千葉県東葛飾郡の松戸町で開かれ、関和知も弁士として登壇し「政党と国民」と題する演説を行った⁽¹⁹⁾。関和知はここでも選挙戦を振り返り、貧者である自分を支持してくれたことに感謝すると述べ、「国民に権力を与へ、又国民と政府とが完全に政権の分配をなす」ことこそが善良な政治であると主張した。会場には島田三郎、宇佐美佑申らも駆けつけた。好天のなか聴衆 1,000 人を集め盛会であった。午後 7 時に演説会を終えた一行は懇親会へと移り、そこでも 150 人が参加して大いに氣勢をあげた。『新総房』はこうした千葉県下国民党の遊説について、「人気の集合すること予想外にあり」と記している⁽²⁰⁾。

関和知は地元での集会に加え、代議士として各地方への応援も務めねばならなかった。5 月 19 日、彼は犬養毅とト部喜太郎、綾部惣兵衛に同行し、朝 7 時半、甲武線の四谷目付から汽車に乗って埼玉県入間郡の飯野町を目指して出発する。車内はガラガラだった。「関西から伊予方面の遊説で、喉を損して途中から引返したそうだが奮戦の状想ひ遣られるネ」と関和知が綾部に話しかけると、いつものように、向かいの犬養が綾部君の喉はほかのことで壊したのだとすかさず割って入ったので、一同はまたかと吹き出して大笑いした⁽²¹⁾。落ち着いた時間のなか 4 人は国民党の今後や、次期議会の形勢

などを話し合った。

国分寺駅で汽車を降りようとする卜部喜太郎に荷物を忘れていると犬養毅が注意し、関和知も帽子を忘れて取りに戻るなど一行は右往左往し、なんとか川越行き汽車に乗り換え、無事に埼玉へと向かう。9時半頃、入間川駅に到着し、有志らに迎えられたあと、今度は飯野町まで狭い車内で鉄道馬車に揺られた。車中は相変わらず犬養の独壇場で、尾崎行雄の除名処分や在官時代、大隈重信の演説が下手だったことなど延々と話が続けられた⁽²²⁾。万歳のなか馬車はようやく到着し、降りて看板を見ると「天下の名士」と書かれた4人の名前が目飛び込んだ。関和知にはいかにも田舎式に感じられた。

一行は最近、国民党の同志となった小熊五郎の邸宅へと招き入れられ、犬養毅は勧めに応じて床の間を背に座り、綾部惣兵衛から揮毫を頼まれると「書きませう」と言って髭をひねりながら腕をまくった⁽²³⁾。午後1時からいよいよ演説会となり、関和知も「政友会と国民党」と題して声を張り上げた。大喝采の内に終了後、懇親会は120余名も出席してたいへんな賑わいとなった。午後8時20分頃、万歳に見送られながら馬車に乗り込む。

犬養毅と関和知は入間川駅まで戻って増田屋という待合で茶を飲み、同席した地元の人が、犬養先生が苦節を守って改革派と闘ったから今の国民党があると言えば、関和知も「志士仁人の覚悟は常に斯くあらねばならぬ」と相づちを打ったので、友人、同志が身を減ぼし、産を投げ打って主張してきたことを、今さら曲げることはできない、「それは君、吾輩として今になって何うして官僚派に降参が出来るものか」と犬養も応じた。待合を出た関和知が「月光と云ひ此冷氣と云ひ何だか秋の様ですナ」と言うと、犬養も「ヤー是がハレー彗星の通過する為めの現象かも知れぬヨ」と言って笑った⁽²⁴⁾。

そこへ綾部惣兵衛とほかに3人が加わって、一行は再び汽車に乗り込み川越の駅へ到着した。犬養毅と関和知は今福という旅館へと案内された。綾部は地元なので家へ帰ってしまい、関和知は犬養と同室で泊まることになった。女中が布団を敷くと、犬養はこれに入って寝れば蚤よけになると言って鞆から大きなシーツを取り出したが、「今夜は袋に這入らなくともよさそうだ」とそれを上にかぶってコロリと寝転んだ⁽²⁵⁾。関和知も寝不足と馬車旅行の疲れからすぐに眠りに落ちた。翌日は朝からアメリカの移民問題、満韓政策について話し合った。綾部が迎えに来て一行は川越を案内してもらい、その日のうちに上野駅まで帰ってきた。

1910（明治43）年の夏のある日、関和知は新橋駅9時発の列車で国府津へと向かった。午前11時45分、国府津駅に到着し大隈重信の別荘を訪れた。昼食をもらったあと、奥に通されると大隈と武富時敏が碁を打っていた。武富が負けて退くとそこへ小栗貞雄が挑戦する。関和知はかたわらに寄って、亡くなった田村昌宗の碑について大隈に相談した。大隈自らが筆を揮うという。話は変わって、関和知が東京市議員選挙での

応援に感謝すると、大隈は「オ、何うして日頃動くことの嫌ひなぶせう者の武富君が動き出したので侯爵（鍋嶋）も驚て仕舞つたのサ兎に角好く往った」と愉快げに笑った⁽²⁶⁾。千葉県政情について武富と意見を交わしたあと、関和知は午後2時30分、辞して国府津から二宮へ犬養毅を訪ねた。汽車を待つまでもないとトボトボ歩いて別荘に向かった。2階に招かれて上がるとさっそく犬養の長広舌が始まった。関和知は冷たい水で一息つきながら話を聞いた。

2-4. 明治43年の大水害

関和知の本拠地、『新総房』が1910（明治43）年8月10日、紙面を刷新することになった。1面には大隈重信の祝辞「新総房の改良発展を祝す」が掲げられ、犬養毅は題字を揮毫して提供した。友人の渡辺外太郎の祝辞には「『新総房』は故田村翁を父とし、白洋⁽²⁷⁾子を母とし、宇佐美浅井の諸氏を保母として、生長発達したるもの也」と記されている⁽²⁸⁾。そして、関和知を助けて新聞を作っていた頃を思い出し、白洋も老いと追懐した。関和知は編輯監督という立場で引き続き『新総房』にたずさわっていた。

この夏、東日本に停滞していた梅雨前線と複数の台風が豪雨をもたらし、利根川流域に大洪水を引き起こした。関和知は慰問のため、1910（明治43）年8月18日、藤代市之輔らと千葉県庁を訪問し、被害の程度や復旧の見込み、被災者への救援などを聴取し国民党本部へ報告している。国民党もこれを受け対応を協議するとともに、引き続き関和知と藤代に調査を行うよう命じた。さらに茨城県の視察も2人にゆだね、彼らは8月20日、上野発の列車で水戸へ向かうことになった。もちろん、国民党千葉支部は梅松旅館に幹部を招集し、関和知や藤代をはじめ中村尚武、吉田銀治など17人を調査委員に選抜している。

8月22日、関和知は茨城県での水害視察を続けていた。その日は稲敷郡一帯の浸水地を視察する予定であった。朝から身支度を調べ出発した彼は、黄色く濁った水に昇ってきた朝日を見て「淒涼悲惨の気に打たれ」、まったく減水しないありさまに土地の人々の不幸を察した⁽²⁹⁾。茨城県知事の坂仲輔が来るというので、昼食後に軽便鉄道に乗って龍ヶ崎を発ち、常磐線の佐貫駅で知事を待ち構え、お茶を飲みながら意見を交換した。関和知らは午後7時半、上野駅に戻ってきた。

関和知と藤代市之輔、そして国民党千葉支部から派遣された県会議員らは8月28日にも東葛飾郡を訪れ視察を行った。途中、党務のため関和知は東京へ戻り、ほかは村々をめぐる被害状況を見て回った。9月14日は強風のなか、関和知は6人乗りのボートで水害の視察へ向かっている。川面に白浪が立ち水しぶきが上がった。新しく築かれた堤防にボートを寄せ上陸して篠原新田の被災地を歩いた。田園は所々水中に散在し、乾いた土地は赤さび色に腐った稲株で覆われていた。荒涼たる風景が広がっていた。再

びボートに乗り込み利根川を遡る。堤防の決壊したところで小屋を建ててしのいでいる人々に、彼は同情した。水門を突き崩して樹木が横倒しになっているさまは凄まじいものであった。まったく別天地のように思えた。新島村の役場を訪問して惨状を聴取し、再びボートに乗り込んで帰途についた。

9月17日より開かれた国民党の洪水調査特別委員会は、政府に復旧工事を勧告することを決めた。10月19日、吉植庄一郎、稲村辰次郎、加瀬喜逸、藤代市之輔と関和知の千葉県選出5人の代議士が集合し千葉県知事の告森良を県庁に尋ねた。洪水地に対して地方税を免除、延期することについて意見を交わした。

3. 言論出版の自由と文官任用令

3-1. 国民党幹事

当時、関和知は四谷坂町に住んでいた。ある人が自宅の場所を尋ねたところ、案内してくれた近所の女性は「此方の所へは毎日幾人となく随分種々の人が尋ねて来ますが、御亭主は賭博の親方か何かですかい？」と声をひそめて問われたという⁽³⁰⁾。

高知に出張していた関和知は1910（明治43）年11月9日、東京へ戻ると、11月22日は神奈川県補欠選挙で山宮藤吉を応援するため、河野広中、島田三郎らと伊勢原町の演説会に参加した。12月に入ると、政友会の鶴沢総明や長島鷺太郎、国民党の服部綾雄など少壮議員が、立憲青年会という組織を考え、23日午後5時より築地精養軒で会合が開かれた。関和知も出席した。憲政について研究を行い、国民の政治知識を促進することが目的であった⁽³¹⁾。各党の党議に従うのは当然だが、若手で意思疎通を図るという意図もあった⁽³²⁾。

12月19日、国民党本部で開かれた代議士総会で、関和知は服部綾雄、福田又一、大内暢三、豊増龍太郎らとともに院内幹事に選ばれた。翌年2月3日、国民党は午後1時より政務調査会を開き、武富時敏会長をはじめ24人の代議士が参加した。関和知は不動産抵当貸付法案と、地方税制限に関する法案の調査委員の一人に任命された。2月28日、午後5時から亀島町の偕楽園において代議士有志者協議会が催された。坂本金弥、大内暢三、添田飛雄太郎ら23人が参加した。議会閉会後の活動を促すため、西村丹次郎は党の振粛を三総理に申し込むべきと提案し受け入れられた。そこで、西村と内藤利八、関和知の3人が総理たちを訪問することになった。3月1日の午後、日野国明、蔵原惟郭も加え、彼らは国民党本部で犬養毅、河野広中と会見して「四囲の事情に顧慮せず果断の処置あらん事」を求め、2人もこれを了承した⁽³³⁾。

深川富吉町にある平川亭という寄席で、1911（明治44）年3月12日、午後5時から大日本青年協会主催で浅野セメント降灰事件に関する演説会が開かれた。関和知と高木

益太郎が招かれて登壇した。また、3月19日の午後4時から、今度は深川の電気館で青年協会主催の演説会が開かれ、被害状況が説明され、被害者自らの訴えもあり、関和知は高木益太郎、服部綾雄らとともに熱心な応援演説を行った。当日は聴衆が多数参加し入場を断るほどの盛況であった。

3-2. 大逆事件と言論出版の自由

この間、第27議会が開かれている。関和知は1911（明治44）年3月11日、「言論出版の自由及芸術の取締に関する質問」を行った⁽³⁴⁾。大逆事件をふまえての発言だった。明治天皇暗殺を計画したという容疑で社会主義者が逮捕され、そのうち24人が死刑宣告を受け、1月19日、12人は恩赦により無期懲役に減刑されたが、1月24日、25日に幸徳秋水らほか12人が処刑された。関和知は社会主義の思想を研究する人々に憲法で保証されている言論の自由は与えられるのかと問いかけた。

政府は社会主義を無政府主義と混同していると彼は主張する。国家を破壊し、危害を加える無政府主義は敵である。しかし、社会主義は貧富の競争から生じる問題を解決して、人々の幸福を追求しようという理想である。イギリスやドイツ、アメリカでは学説として尊重されている。「社会主義と云へば殆ど悪魔の叫の如くに迎へらるゝと云ふことは何事である」と関和知は政府を叱責し、経済学を研究するなかで社会主義についての書籍も雑誌も輸入できず、論文に「社会主義」という文言を入れるだけで取り締まりに遭う現状を批判した。また、文学や芸術、演劇について、政府は幼稚な読者が悪い方向へ感化されることを気遣っているが、「淫猥、野卑なる流行歌が、却て社会に大勢力を持って、社会の人心を毒して居ると云ふことは、明かに誤れる取締法の反動である」と述べ、文学や芸術を取り締まることは世間の好奇心を刺激し、かえって逆効果であると指摘した。

内務大臣平田東助の答弁は「安寧秩序の保持又は風俗の取締上已むを得ざるものと認むる場合に限り法律の規定に依り必要なる措置を取るの方針にして人権を抑圧し文化を阻害することなし」、つまり問題はないと回答した⁽³⁵⁾。

この質問に関連して、国民党は1911（明治44）年1月31日の本会議で、沢来太郎が「治安取締に関する質問」を行っている。社会主義は学問上に生じた学説というだけでなく、政治が誤った結果、生じた生活難に起因する面があると沢は主張し、社会主義者が現れた原因を突き止めずして取り締まりを行っても、「医師が病の源を究めずして、之に処方投ずる」ことと同じであり効果はないと訴えた⁽³⁶⁾。また、3月9日の本会議でも村松恒一郎が「危険思想防止策に関する質問」において、大逆事件後の危険思想を防止する対策を政府に尋ねている⁽³⁷⁾。すでに動揺している国民思想に官憲の圧迫を加えれば、第二の大逆事件が起こらないとも限らないと述べ、政府の重税などにより生活

が圧迫され、延いては危険思想を生じさせないよう政府に反省を促していた。関和知の質問もこうした流れに沿うものであった。

政府は1911（明治44）年5月、勅令で文芸委員会官制を公布した。2万円の文芸奨励費を出して助成するという。和田利夫によれば、大逆事件を契機に言論の自由を露骨に取り締まることができなくなったので、文芸奨励という形で作品を検閲しようとしたのではないかと記している⁽³⁸⁾。

3-3. 千葉県政界——政友会の卑劣な選挙運動

第27議会は1911（明治44）年3月22日に終了し、その月末31日、国民党は関和知が起草した議会報告書を検討するため委員会を開いた。その後、千葉県では政友会の東條良平が5月8日に死去したため、補欠選挙が行われることになった。

政友会は五十嵐敬止を擁立し、大挙して応援に駆けつけた。関和知ら千葉県国民党は当初、礼儀をもって対抗馬を立てない予定であったが、政友会の卑劣な選挙運動に憤り、向後四郎左衛門を擁立することを決めた。5月30日に開かれた国民党の常議員会で、千葉県補欠選挙が話し合わせ、千葉町の公会堂で政見発表演説会を開催することが決まった。すでに選挙戦が始まって10日間ほどがすぎて国民党には不利であり、また、以前、国民党の代議士2人が日糖事件で捕まり「得意の正義公論を振り回す」ことができず苦戦を強いられた⁽³⁹⁾。とはいえ、党派に関係なく中立の人々までが応援に駆けつけ、演説会においても優勢となり、政友会は投票日に人力車を買い占め選挙人の送迎に努めるほど追い詰められた。6月2日、国民党は午後1時半から千葉町公会堂で補欠選挙の応援演説会を催した。関和知も「情意投合論」と題して演説を行った。武富時敏や島田三郎、河野広中も駆けつけ、1,500人におよぶ参加者を得て盛会となった。

前回はなんとか関和知を次点までもっていったが、今回は政友会が勝つだろうと『読売新聞』は予想していたが、はたしてそのとおりになった。結果は政友会の勝利で、五十嵐敬止が1万1,666票を集めて当選したが、向後四郎左衛門も1万373票であり追い上げを見せた。多額の金銭をばらまく従来の選挙に比べ、「徹頭徹尾理想的選挙の実を挙ぐるを得たる」と国民党が誠実に選挙戦に望み、破れはしたものの主義主張が有権者に届いたことを関和知は喜んだ⁽⁴⁰⁾。

その後、当選した五十嵐敬止が辞退すると言いだした。政友会の千葉禎太郎らは思いとどまるよう必死に説得を試みた。政友会本部の江藤哲蔵が心配して、一言、五十嵐を諭せば思いとどまるということで原敬を訪問している。どうやら国民党の議員にそそのかされ、「関和知其他常に五十嵐方に入出する者が五十嵐を陥れんと企てたるものゝ如し」と原は日記に記している⁽⁴¹⁾。

5月には犬養毅、武富時敏、福田又一らと関和知は福島を遊説し、7月には滋賀県愛

知川町での演説会に島田三郎らと参加している。また、8月には京都府の向日町にて関和知、西村丹次郎、小寺謙吉、森本辰次が演説会を催し約450人を集めた。

続いて1911（明治44）年9月24日、千葉県会議員選挙が行われた。その結果、国民党を含む非政友派と、敵対する政友会との勢力は拮抗状態となった。10月14日、臨時県会における役員選挙は熾烈を極めた。選挙違反に問われていた国民党の議員に対し政友会は議場からの退去を求め、県会は大混乱に陥った。政友会の仮議長は前言を撤回して休会を宣言する。千葉県知事の告森良は衆議院議員の板倉中、吉植庄一郎、藤代市之輔、そして関和知を招いて両党の混乱を鎮めるべく協議した。しかし、翌日15日も政友会の県会議員が国民党議員の退場を叫びだし、告森はやむを得ず県会を3日間停会とし、議員たちを説得してようやく問題は収束へと向かったのである。関和知はこの事態を非常に憤り、「政友会なる集団に対して、理性を説き、徳性を説くは、寧ろ馬耳に念仏の類」「政友会員なるものは、到頭到尾、権勢の奴隷、利欲の亡者」とこき下ろした⁽⁴²⁾。

3-4. 文官任用令中改正建議案

1912（明治45）年、すでに第28議会もなかばの2月21日、国民党は「文官任用令中改正建議案」を検討し、修正のうえ提出することを決め、関和知に一任した⁽⁴³⁾。翌日、彼は修正をほどこし衆議院へ提案、2月24日の本会議で取り上げられることになった。当日は土曜日で天気も良く、傍聴席は満員となった。

演説のなか関和知は「試験といふ如き形式の下に到底生ける人才を登用し能はざる」と述べ⁽⁴⁴⁾、文官任用令を悪制度であると非難した。また、官僚政治を打破するという目的なら、多くが賛成するだろうと期待をかけた。政友会からも拍手がわいた。『東京朝日新聞』の記者は「演説の出来はなか／＼よく態度もよく据って弁論はチャンと秩序が立って段落がハッキリして演説振りは何処となく島田沼南に似た所があつて以て聞くに足るべし」と評価した⁽⁴⁵⁾。

関和知が壇上から降りると、議場から日向輝武が「議長、議長」と連呼し、ムツとした態度で、事務官と政務官を区別しない現状を批判し始めた。それに対し、岡野敬次郎法制局長官は改正の必要はない、この建議案には賛成できないと述べた。「各方面より其理由を述べよとの声高かりしも長官はサッサと壇を去る」といった態度を示したので⁽⁴⁶⁾、議場からは非難の聲が沸き起こった。長官が理由を説明しないことこそ官僚的と守屋此助があざ笑うと、政友会の小川平吉が委員会付託ではなく即決を要望し、賛成多数をもって建議案は即決した。

文官任用令は1899（明治32）年3月に、山県有朋内閣が与党の憲政党による獵官運動を防ぐために改正し、それ以降は枢密院の諮詢事項として改正を行いくくしてい

た。議会では特別任用できる官職の範囲をめぐってしばしば争いが生じてきた。1910（明治43）年2月、第26議会において、小川平吉が勅任官の自由任用を目指して文官任用令の改正を求める建議案を提出している。建議案は修正を経て可決され本会議も通過したが、政府は実行に移さなかった。そのような経緯をふまえて、関和知は再びこの第28議会に建議案を提出した。

関和知は改めて『日曜画報』に「任用令改正が政弊打破の第一歩」という論説を載せた⁽⁴⁷⁾。試験によって高等文官を採用するのは「木に縁って魚を求むるが如きもの」と述べて反対し、国民から自由に採用すべきであると訴えた。そして自らの提出した建議案がほとんど満場一致で採択されたことを報告した。試験によって政党からの人材流入を防ぎ、閥族政治家は官僚を味方につけている。武断非立憲の政治が続く原因の一端はここにある。よってそれを改めねばならないと主張した。

その後、第30議会では、政友倶楽部の林毅陸が「内閣政綱に関する質問書」を提出し文官任用令の改正を求めた。山本権兵衛首相は「時勢の進運に伴ひ、相当の改正を施すの必要のあることを認めて居ります」と答弁した⁽⁴⁸⁾。1913（大正2）年8月1日に文官任用令は改正された。これにより、これまで内閣書記官長、大臣秘書官、鉄道員総裁秘書のみであった自由任用の範囲が拡大され、次官や、警視総監、内務省警保局長などがその範囲に含まれるようになった。関和知はさらに、陸海軍大臣を文官で任用するよう、文官任用令の改正を求めていくことになる。こちらについては別の機会に改めて取り上げよう。

3-5. 朝鮮総督府新聞紙規則

続いて関和知は大内暢三とともに「朝鮮総督府新聞紙規則改正に関する建議案」を提出した⁽⁴⁹⁾。1912（明治45）年3月20日、彼は議場で次のように主旨を説明する。朝鮮では内地と異なり新聞の発行は許可制になっており、言論、思想の自由が圧迫されている。加えて、総督府は意にそわない新聞社を買収、または自滅へ追い込んでいる。朝鮮においても新聞紙法を準用し、規制を撤廃すべきである。武断政治への弾劾という意味も込めたこの建議案は、委員会で検討されることになった。

6日後、3月25日の本会議でその結果が審議されている⁽⁵⁰⁾。朝鮮総督府の政府委員が「届出主義に改めると云ふことは、どうしても植民地の事情として出来ないことである」と主張し、議会から警告を与えるということで関和知も納得したと委員長の清峯太郎が報告した。これに対し、日向輝武は言論の圧迫は嫌いであると述べ、先日も特段の理由もなく『京城新報』が突然差し止めになったと指摘し、委員長や関和知はこの事実を問いただしたのか「関君は此案を何故に否決に承諾を与へたか」と詰め寄った。委員長の清は、日向が委員会を欠席したのだから、聞きたいことがあれば控え室にてお尋ね

になればよろしいと告げ、議場からも「委員会の速記録を見給へ」という声があがった。それで警告の内容はどうなっているのかと、今度は守屋此助から質問が飛ぶ。「凡そ言論の自由の無い国に人の生命、名誉、財産の安固は無いのである」と彼は述べ、警告をするならその内容や方法も報告せよ、委員会をやり直せと憤った。

ここで関和知が登場する。建議案を政府への警告に代えた理由について、「恐く吾々少数党の一二の委員会に於て之を主張するよりも、大政党の諸君の同情あるところの此警告は寧ろ総督府を刺激し、之を戒告するに於て、最も力あるものと信じましたが故」と回答した。つまり、より効果がある手段を選んだ。

守屋此助は、認可を届出に変えるまで半年の猶予を総督府に与えるという、期限付きの警告とするよう要求した。これに対し福井三郎は、警告すると帝国議会で公言したことが「警告」なのであって、具体的に内容を定めなくても総督には伝わると述べた。守屋は「〔総督は〕愚弱で分からぬ」と叫んだ。福井は関和知に言及し「平素関君は温厚篤実なる御方であって、平素の議論も穏健である、実に此間の消息を解する人は関君に幾許の敬意を払われるだらうと私は信じます」と述べ、にもかかわらず国民党から彼の考えを覆すというのは、関和知の信任を揺さぶるようにも見えると指摘した。

ここで討論終結の動議が出て、議長の大岡育造が採決をとり審議は終わったのだが、「それでは質問が出来なくなってしまう」との声があり、また、守屋此助が納得せず「其警告と云ふものが何だか分らない警告ではいかぬから、之を鮮明にするのです」と警告の内容についてしつこく食い下がった。しかし、審議は再開せず建議案は起立者少数により否決となった。翌日、3月26日付の『東京朝日新聞』には「委員長の報告通り多数にて警告付否決といふに決したり」と報道された⁽⁵¹⁾。

3-6. 地元の要望に応えて

ほかに関和知は千葉県選出議員として地元の要望に応えるよう努めている。1912（明治45）年3月4日の請願委員第一分科会で「貯蓄銀行条例改正の件」が取り上げられ、関和知が紹介した。千葉県君津郡の南総銀行頭取である鳥海方平ほか9人の請願である。勤儉貯蓄という同じ趣旨で設立されているにもかかわらず、郵便貯金は印紙税を免除されており、貯蓄銀行はそうっていないので、同様にしてほしいという。検討すべきということで政府への参考送付となった⁽⁵²⁾。

また、3月12日、「銚子港修築に関する建議案委員会」が開かれ、関和知もほかの千葉県選出議員らと出席した⁽⁵³⁾。銚子港の改修については昨年の議会で請願が認められ、千葉県会においてもしばしば決議がなされ中央へ要望が伝えられてきた。この委員会では技師も交えて具体策が活発に議論された。関和知も利根川の治水改修工事の状況と関連して質問を行った。ほかの議員たちも地名をあげて意見を交換し、3月14日にも継

続され、建議案は採用される運びとなった。

同日3月14日、今度は請願委員第四分科会へ関和知は出席した。千葉県に住む282人より出された「郵便局設置の件」の紹介である。東陽村に郵便局を設置してほしいという請願であった。もっともだという意見多数で問題なく採択された⁽⁵⁴⁾。続けて、鉄道貨物の運賃について請願を紹介した。総武線、房総線など東海や関西と異なるので統一してほしいという訴えである。こちらは調査が必要ということになり採択は見送られた。

鉄道関連では、3月22日、「成田鉄道国有に関する建議案委員会」が開かれている。関和知は藤代市之輔、千葉禎太郎ら千葉県選出議員とともに出席した⁽⁵⁵⁾。成田鉄道は私鉄で設備が不十分なため、国有にして施設を改善してほしいという建議案である。鉄道院理事の山之内一次は国有にするつもりはないと答弁し、議論は成田鉄道を離れて私鉄の国有化全般において展開され、関和知も総武線、房総線がほかと比べて非常に遅くなっている点について政府委員に疑問を投げかけた。

3-7. 第11回総選挙——砲火轟き、弾雨迸る

第28議会は新しい企画も提案もない「平凡議会、閑散議会、横着議会」だと関和知には映った。特に聴くべき議論もなかったという⁽⁵⁶⁾。彼は「狡猾陰険なる官僚及び党人の脚色になれる政治的滑稽劇」として桂太郎と西園寺公望の情意投合、協同一致による桂園体制を批判していた⁽⁵⁷⁾。主義、政綱に基づいた政治でなければ立憲政治とはいえない。情意投合には理義が存在しない。桂は失政をごまかすために政党の支持を得ようとし、政友会は甘言に乗って私利を追求する。「政友会の首領西園寺侯も亦其の主義政策の命ずる所に従ひ、立憲的政党本来の面目を宣明すべき」であると考えていた⁽⁵⁸⁾。

そうしたなか、1912（明治45）年5月、任期満了にともない総選挙が行われることになった。議会閉会後の慌ただしい選挙であった。「千葉県は由来党争激甚の地にして政友国民両派が互に其勢力を得んとするに努むるや最も甚だし」と報じられるように激戦区であった⁽⁵⁹⁾。県会においても国民党の勢力が徐々に伸長しており、今や政友会と互角である。衆議院では千葉県の定員は10人、当初は5人ずつを出していたが、失格者などが出て現在、政友会7人、国民党2人、中立1人となっていた。それでも、4月10日付『東京朝日新聞』の見立てでは「政友派の勢力は五分二厘にして国民派の勢力は四分八厘」と勢力は拮抗しているという⁽⁶⁰⁾。

候補者の顔ぶれは政友会が吉植庄一郎、板倉中、鶴澤総明、長島鷲太郎、国民党が柏原文太郎、中村尚武、鶴沢宇八、小林勝民、藤代市之輔、関和知らであった。このうち国民党の中村は明治元年に山武郡鳴浜村に生まれ、東京専門学校法律科を卒業したあと、県会議員を務めていた。また、小林勝民はかつて『朝野新聞』などで新聞記者をや

り、その後、台湾へ渡って弁護士を務めるかたわら『台湾民報』を経営したという。第7回総選挙で初出馬したが落選し、その後も立候補し続けていた。関和知は長生郡、夷隅郡を本拠とするが地盤が狭く、また同じ国民党の中村が山武郡で政友会に包囲されている状態で、今回は候補を断念して中村に譲るべきだという声も上がっていた。

1912（明治45）年4月19日午後4時から、千葉町の梅松別荘で国民党千葉支部大会が開かれた。千葉県選出の藤代市之輔と関和知はもちろん、本部から大津淳一郎と近藤達児が参加した。候補者選定委員長の宇佐美佑申は公認候補として関和知、藤代市之輔、柏原文太郎、小林勝民、中村尚武、鶴澤宇八を発表した⁽⁶¹⁾。その後の宴会で候補者6人の選挙戦への門出を祝福し、関和知や藤代市之輔などがそれぞれに謝辞を述べた。午後8時頃に散会した。地元の政治結社である長生倶楽部も4月24日に総会を開き、全会一致で関和知を推薦することを決めた。4月末、彼は千葉県茂原町で政見発表の演説会を開いた。島田三郎らが駆けつけ、聴衆2,000人を集める盛況となった。

選挙戦において比較的静穏とされた長生郡だが、他郡がかなりの混戦となっており、その余波で各所に衝突が繰り広げられていた。同郡での関和知の得票は1,000票ほどであると予想された。そのほかの地区では数百ほどの票を獲得すると見られていた。「各軍の運動は、頗る花々しく、砲火轟き、弾雨迸り、矢叫の音、呐喊の響、物凄きばかりに壯観なりし」と選挙戦のすさまじさが表現された⁽⁶²⁾。

関和知は終盤までに大奮闘して勢力を伸張し、当選するのではないかと考えられていた。しかし、開票が進むなか、匝瑳郡で374票、夷隅郡では578票をとっていたが、得票は思いのほか少なく当選が危ぶまれるようになった。前回トップ当選だった藤代市之輔も同様に悲観された。そして、この選挙で関和知は落選してしまう。得票数は2,715票で最下位当選の松本剛吉の2,763票に48票足りなかった⁽⁶³⁾。藤代市之輔も2,272票で当選は適わなかった。アメリカの新聞『新世界』は「極めて僅少の差を以て落に入りしは同情に値すべし」と記している⁽⁶⁴⁾。関和知は、運動資金はないが有権者がその人格に感服し選挙戦も順調にみえていた、運動員が気を許したのが敗因ではないか、という説を載せている⁽⁶⁵⁾。

総選挙が終わった1912（明治45）年6月24日に、関和知は『東西時報』へ「興味ある米国の政戦」という論考を寄せた。日本の衆議院総選挙に進歩の跡は見られず、むしろ退歩しているくらいであると述べ、アメリカの大統領選挙で票が売買されないことをうらやましいと語っている。そして「吾が国民に見せたいものは政見の力、言論文章の力」とし、政策の内容で投票しない日本の現状を嘆いた⁽⁶⁶⁾。

また、関和知は雑誌『大国民』に「自分は今度千葉県で失敗した候補者の一人である」と書き、しかし、理想的な選挙を行ったことに自信をもっていると胸を張った⁽⁶⁷⁾。一方で、運動屋が横行し、金なしでは容易に有権者が投票しない状態に驚いた

と記し、その腐敗の原因を分析した。一つは国民に立憲政治の経験が乏しいことである。「政治演説或は新聞位で之を教えて見た所で、恰も一時に風の吹き去る様なもの」と書いて落胆するとともに、彼は青年に期待をかけた。実際、選挙戦には自らの意志で応援してくれた青年たちがいた。彼らは候補者の人格、技量を信頼してくれた。こうした人々を導くためにも青年政治家が自覚的に立憲政治の教育に努めねばならないと関和知は訴えた。

そのうち、同じ国民党の松本剛吉に選挙法違反の疑いが出てきた。松本はそもそも兵庫県出身で神奈川の県会議員からやって来た千葉県には縁のない輸入候補であった。すでに選挙日の終盤から警察が動き出しており、『千葉毎日新聞』は選挙日の翌日、5月16日付の紙面で「官僚候補松元剛吉氏の運動者推薦者の多数が選挙法違反の廉を以て突如其筋の選挙を受け火の手は漸次に高まりて底止する処なからんとする状況」と報じている⁽⁶⁸⁾。5月20日頃には君津郡全域で検挙が相次ぎ、千葉地方裁判所などから司法当局の関係者が出張して事態に対処することとなった。松本の選挙を支えた鈴木久次郎など、次々と喚問され取り調べを受けた。

仮に松本剛吉が有罪となった場合、当選の事実そのものなくなるため、補欠選挙ではなく議員は次点者から補充されることになる。つまり、関和知が当選することになる。前回も補欠当選していた関和知には、落選に対する周囲の同情もあいまって、今回ももしかすれば幸運がめぐってくるかもしれないとの噂が立ち始めた。

松本剛吉は同じ選挙で、神奈川県の木村省吾を応援する際にも違反行為があったとして起訴されている。松本は警保局長である古賀廉造を怪しみ、彼が選挙干渉を行った結果、起訴されたのではないかと考えていた⁽⁶⁹⁾。また、関和知が松本の失格をねらって新聞に中傷記事を掲載したという。経済的に追い詰められ、何度か自殺まで考えたという。

神奈川県の違反行為は、8月5日、横浜地方裁判所で判決が下り、松本剛吉は禁錮3か月の有罪を言い渡された。上告して大審院で係争中に明治天皇の崩御にともなう恩赦が出ることになった。鶴沢総明は松本に衆議院を退いて上告を取り下げ、恩赦を求めることを勧めた。そして、11月27日に松本は辞職し、補充者として12月12日に関和知が議席を有することとなった。松本は12月30日に恩赦を受け、1913（大正2）年1月に刑の宣告を取り消されている。

4. 国民の政治参加

4-1. 第一次憲政擁護運動

1912（大正元）年12月5日、西園寺公望内閣が総辞職した。陸軍が強く求めた二個師団増設を拒んだため、上原勇作陸軍大臣が辞職し、後任も推薦しなかったためである。当時は現役の大將か中將でなければ陸海軍大臣を務めることはできなかった。

山県有朋を中心とする藩閥・官僚閥が政党による政治を妨害しているとして、第一次護憲運動が開始された。12月6日、精養軒で議員と新聞記者が集まり時局談話会が開かれ、大会が企画された。そして、新聞雑誌記者や弁護士が集まり、憲政作振会を組織することになり、12月13日に会合を開いて決議を行った。長州閥の陸軍が国民の輿論を無視して増師案に固執し、後継内閣は元老などがほしのままに決めている。こうした状況を打破するため国民の輿論を指導していくという。そして、1913（大正2）年1月18日午後1時より、神田青年会館で憲政作振会の発会式が行われ、約500人が参集した。決議のあと、関和知は「時局と青年」と題する演説を行った。

また、1912（大正元）年12月14日、交詢社を中心に憲政擁護会が成立していた。国民党の犬養毅もこれに参加した。12月19日午後1時より、憲政擁護会は歌舞伎座で憲政擁護連合大会を開催する。関和知も発起人に名を連ねた⁽⁷⁰⁾。当日の空は雲が垂れ込めていた。歌舞伎座は2,000人を超える聴衆が詰めかけ満員となり門を閉ざした。大盛況であった。入れなかった人々が外にあふれていた。

発起人や演説者も閉め出されてしまったため、佐々木到一はステッキを振り上げ「発起人をいれんちウ法があるか、此馬鹿野郎共」と怒鳴った⁽⁷¹⁾。関和知も弁士だと告げたがなかに入れてもらえず、小久保喜七、東武らとともに困っていた。門前の警官が苦笑するなか、彼らはなんとかなかへ潜り込んだ。

一般の入場料は30銭で、入場者には日本酒が二合配られ、すでに酔いが回っている者もいた。歌舞伎座のなかはすさまじい熱気であふれており、歓声とともに開始を求める拍手が鳴り響いたが、赤黒の幕はなかなか上がらない。ワーワー騒いでいるところへ幕が上がり弁士、発起人が現れると、ゴーというどよめきが歌舞伎座を揺さぶった。国民党の関直彦が挨拶に上がったものの、どよめきは収まらず、壇上に突っ立ったままである。しばらくして、開会の辞を簡単に述べ議長への推薦に移る。そこへ血相を変えた観客が外套を脱ぎ捨て何やら叫びだし、大騒ぎが始まった。ようやく杉田定一が議長席に落ち着き、会場から万歳を浴びせられた。

当時の聴衆は黙って静聴しているわけではなく、「やれ〜」とか「何を云ふかア」とかけ声をかけたり、意見を言ったり、騒ぎまくって演説に参加する。フロックコート

を着込み壇上に上がった尾崎行雄が話し始めると「イヨーッ」「左様々々」「前の文部大臣閣下ッ」「深酷な所は犬養に頼みますッ」などと応援というか野次というか、聴衆が一体となって演説に参加してくる⁽⁷²⁾。しかも場外に閉め出された人々が多数いて、外は外で騒ぎをやらかす。会場内の拍手や歓声を聞いてなおさら騒がしくなり、警備の巡査がこれを押さえるのだが言うことを聞かない。そのうち、門前で入れ替わり立ち替わり演説をぶつ。場内の演説が終わってもまだやっているの、警官が制止に入るがなかなか止めない。そのうち、場内からぞろぞろと人が出てきたのを見て、ようやく外の野次馬たちも解散となった。

関和知の地元千葉県でも、1913（大正2）年1月5日午後2時より、千葉町の梅松別荘にて憲政擁護県民大会が催された。これは「閥族打破官僚全滅」を標榜して政友会と国民党の連合で催したものである。尾崎行雄、犬養毅も出席し千葉県の代議士が集結した。『新総房』社長の宇佐美佑申が開会の宣言を行った。座長には板倉中が推薦され決議文を朗読した。その後、演説が行われ1,500余名の聴衆が集まった。加瀬喜逸、尾崎、犬養らが演説した。彼らは解散となれば現代議士を再選することを確認し合った。千葉県内では政友会と国民党が協調して憲政擁護運動にかかわり、政友会の吉植庄一郎と鶴澤聡明、そして国民党の関和知が「房総の三人男」と呼ばれ活躍した⁽⁷³⁾。

関和知はまた地方への応援にも出かけている。たとえば、1月12日、滋賀県愛知郡において、午後1時から憲政擁護の演説会が催され、国民党から関直彦衆議院副議長と、関和知の2人が出かけて演説している。1,000人ほどの聴衆を集めた。翌日1月13日は、国民党の京都支部が河原町の共楽館支店で午後4時から会合を開いている。関和知が本部から派遣され出席した。その2日後、1月15日午後1時より前橋市で政友会、国民党連合の憲政擁護大会が開かれた。国民党からは関直彦、関和知、政友会から江原素六らが出席した。そのほか尾崎行雄、元田肇、杉田定一も参加した。聴衆は3,000余名を数え「近年未曾有の盛会」と『東京朝日新聞』に報じられた⁽⁷⁴⁾。

4-2. 国民党分裂

1913（大正2）年1月19日に開かれた国民党の代議士、党員の連合協議会は不穏な雰囲気醸成していた。改革派の動きを懸念した地方の党員も、国民党の方向性を見定めるために駆けつけた。警察は国民党の本部に万が一を想定して巡査などを配置していた。島田三郎が議長になると、武富時敏が宣言案を提案した。すかさず、野村嘉六がこれに異議を唱えた。大会の宣言は改革派の武富を中心に起草され、桂内閣への言及が控えられた。一方、非改革派は、政府攻撃の宣言案を別に用意していた。閥族打破、憲政擁護を含まなければ意味がないと野村は憤慨し、用意されていた非改革派の宣言案を関和知が修正案として朗読、提案することになった。我が党以外に政府を攻撃できる政党

はないと主張し、大きな喝采と声援を受けた。その場にいた伊東知也は「関和知君其の説明演説をしたが、実に雄勁壯烈近來の上出来で、其の天下何人か我が党を措いて青天白日の下堂々として真に憲政擁護閥族打破を絶叫し得る資格ありや、と論断せるの時、満場感極って涙下るものもあつた」と記している⁽⁷⁵⁾。その結果、どちらを採用するか、委員を決めて検討することになり、修正案を出した関和知はもとより、ほか数名を選んで話し合いを行った。結局、非改革派の修正案が採用されることになった。協議会は大きな歓声に包まれ、この修正案を受け入れた。

午後1時半から開かれた大会で、採用された非改革派の宣言が可決され、そこには次のように記されていた。「閥族打破憲政擁護は我党本来の主義本領なり之を離れて我党の主義なく之を措て我党の本領なし」⁽⁷⁶⁾。山本四郎は「宣言案は拍手と怒号のうちに可決された。それは全く改革派への面当てであり、改革派の怒号も当然である」と記している⁽⁷⁷⁾。常議員の選出でも非改革派が多勢となり、これまでの路線を堅持することになった。翌日の『東京朝日新聞』には「国民党内官僚分子の狂奔」と報じられた⁽⁷⁸⁾。

1912（大正元）年12月21日、第三次桂太郎内閣が発足していた。桂は翌年1月20日、政党に基礎を置くため新党の計画を発表し、他党から参加者を募っていた。しかし、国民からすれば、桂内閣もまた山県系官僚閥や陸軍に通じるものと映っていた。こうしたなか1月21日に桂は、予算案の印刷ができておらず、そのような状態で施政の方針を説明することはできないという理由で、議会を15日間停会することに決めた。同日院内議長室に各派が集合して対応を検討し、尾崎行雄は予算案の印刷が間に合わないのはやむを得ないとしても、施政の方針は発表するよう求めるべきだと提案し、関和知はただちにこの意見に賛成の声をあげた⁽⁷⁹⁾。その後、中央派から反対意見が出されたものの、多数によってこの尾崎の提案が受け入れられ、当日の議場にて通告することに決定した。しかし、停会の詔勅が下って、結局、議場での反論は許されなかった。

翌日1月22日正午より国民党は築地精養軒で同志議員の懇談会を開き、関和知も参加した。犬養毅は議員たちを激励する簡単な演説をして、その後、歓談の機会をもち午後5時頃に散会した。1月23日の時点で、桂新党に参加するため国民党を脱党した者は15人となっていた。桂新党の成立がどうなるのか不明であり、当初予想されたより、この時点では脱党者は少なかった⁽⁸⁰⁾。そして同日、国民党は常議員会を開き常務および幹事の選出を行う。常務は当面、置かないことになり、関和知は幹事の一人になることが決まった。

そして、1月24日に新富座で憲政擁護会主催の国民大会が開かれた。尾崎行雄、犬養毅、花井卓蔵が壇上に立ち演説を行った。午後2時には国民党本部の幹事室に新任の幹事である関和知、増田義一、綾部惣兵衛、横田孝史が集まった。しかし、幹事長の関直彦が憲政擁護大会から戻らなかったため、幹事の仕事の割り振りは後日に回し、午後

4時頃に散会した。改めて関和知らは1月28日に幹事会を開き、すでに常任幹事とされていた関和知に加え、服部綾雄を常任幹事に任命して、遊説の計画などを話し合った。

そこで1月30日、埼玉県大里郡で憲政擁護大会が開催され、関和知も派遣された。彼は「頗る沈着な態度」で演説に臨んだ⁽⁸¹⁾。政友会と国民党が勢力争いに傾注しているあいだに、閥族がこれを操縦するにいたったと状況を分析し、国民の自覚を促した。

2月2日に富田幸次郎が脱党組の使者として本部へ挨拶に訪れた。政治上の相違から袂を分かったが、私的な交際については続けていきたいと伝えた⁽⁸²⁾。また、その夜、坂口仁一郎、藤澤幾之輔、鈴木寅彦、野村嘉六が桂新党への参加を決め、3日の朝にその旨を通告してきた。

同日2月3日、国民党は代議士の懇親会を開いた。日本橋亀島町の偕楽園で正午から集まることになった。党員のあいだには脱党者が相次いだことに対する不安がみなぎっていた。犬養毅、関直彦らが参集し、もちろん関和知も参加した。全部で30人が集まった。犬養は東北出身の代議士がほとんど新党に赴くことに決したと報告し、そのうえで「此の際党の旗幟を鮮明にし同志の結束を強固ならしむる必要上各自、遠慮なく意見を吐露せられ度し」と希望を述べた⁽⁸³⁾。なかには武内作平のように、新党が我が党の主義を受け入れると言っているのだから、近々、脱党する予定であると、その場で宣言する者もあった。

さて、桂内閣崩壊へ進む前に、ここで千葉県の様子を先に記しておこう。関和知とともに千葉県から選出された国民党の鶴澤宇八、小林勝民は脱党して同志会へと鞍替えする。この分裂はその後も尾を引き、たとえば、その年の末、1913（大正2）年12月7日付『東京朝日新聞』に千葉県での国民党と新党の地盤争いが報じられている。国民党の千葉支部が解散して新党へ移るべきとの決議を採択すると、関和知はこれに憤慨し、非政友合同を旗印に運動を開始した。その結果、決議の取り消しが宣言され、同志会へと鞍替えした鶴澤宇八は驚いて、12月5日、千葉県へととって返し、取り消しの宣言をした覚えはないという県会議員9人を引き連れ新党へと入党させた⁽⁸⁴⁾。そのやり方が卑劣で、壮士などを用いて策略を巡らしたという。鶴澤には「樺太ゴロ」という異名があった⁽⁸⁵⁾。逆に国民党の関和知の声望は高まった。その頃の彼の地盤は長生、夷隅、匝瑳の一部と千葉町であった。千葉県の国民党の幹部にはほかに藤代市之輔がいた。関和知は12月7日、地元茂原の政治結社である長生倶楽部に帰って、国民党政談演説会を開き、東京から犬養毅を引っ張って来てテコ入れを行った。来会者は2,500人におよび、非常な盛会となった。演説会終了後は関和知の歓迎会を武田屋に催し250人を集めて宴会を張った。

鷲城学人の「政党人国記」によれば、当時の鶴澤宇八は「極端に千葉気質を露出せる

は、鵜澤宇八と称する没人格の宿屋議員」とあまり良く思われておらず、小林勝民は「特色の見るべきなきも、人格を以て勝り、随て守る処も固し」と評され、関和知は、選挙民が腐敗して金力さえあれば当選するという千葉県で「清濁流れを換へたる感あり」と記され、品性や弁力は最上の部類に属すると高評価だった。今は国民党内で三流の議員だが将来を囑望されるようになっていた⁽⁸⁶⁾。

4-3. 国論の大激昂——桂太郎内閣退陣

衆議院で過半数の議席を占める政友会は、1913（大正2）年1月中旬には桂太郎内閣に対抗する方針を定めていた。2月5日、議院が再開され、政友会と国民党は内閣不信任案を提出する。桂は議院を9日まで停会して、政友会総裁の西園寺公望に撤回を求めたが、政友会は応じようとしなかった。

こうしたなか1913（大正2）年2月9日には、両国国技館で憲政擁護大会が開かれ1万3,000人の聴衆が詰めかけ、翌2月10日、政友会が全党一致で決議案を維持する方針であることが伝わると犬養毅は感激した。再開するという議院を群衆が包囲し、桂太郎は再び12日までの停会を宣言した。桂はすでに辞職を決めていたが、またしても停会となり激昂した人々は交番や政府寄りの国民新聞社などを焼き討ちにした。

その頃、国民党幹事の関和知、服部綾雄、大内暢三の3人は政友会の本部を訪れていた。原敬、松田正久などの幹部と面会して、これまでの活動により、ようやく閥族内閣を総辞職させることができたと感謝した。政友会からも幹事が国民党本部を訪れ、感謝の意を伝えている。2月11日は午前11時半から国民党本部において、憲法発布記念会が催され犬養毅ら60人が出席した。関和知がかしこまって憲法発布の勅語を奉読した。万歳三唱のあと冷酒が振る舞われ、引き続き、代議士会を開いて、議院の近辺で警官が民衆に暴行を加えた2月10日の事件を取り上げ、調査のための委員を選抜することになった。

同日2月11日、桂太郎内閣は総辞職した。関和知は「革新的運動の意義」と題して雑誌『国家及国家学』に次のような論考を発表した⁽⁸⁷⁾。今回の政変は政党の駆け引きではなく国民の意志に基づくものである。当初はうまくやれると考えていた桂首相もことごとく失敗して「国論の大激昂」を招き、政治的な騒擾を引き起こした。こうしたなか国民党を脱党して桂新党へと走った人々は党派的駆け引きという旧式政治の愚に座したもので憐れむべきである。今度また藩閥内閣が成立しても、国民がそれを認めないだろうと関和知は論じた。

ところが、1913（大正2）年2月20日、山本権兵衛内閣が成立した。山本は薩摩閥の海軍有力者で、この内閣を政友会が支えることになった。原敬は内務大臣に、松田正久が司法大臣、元田肇が逓信大臣として入閣した。関和知は『日本及日本人』に「大正

維新の頓挫」と題する短い記事を寄せて「憲政の美花を期待して、甘藷蔓の跋扈に終る」と書いて嘆いた⁽⁸⁸⁾。内閣成立の同日、国民党は代議士と院外団との協議会を本部で開催した。犬養毅は2月19日に三緑亭で政友会と話し合いをもち、山本権兵衛内閣を政友会が援助すること、そして、松田正久から中立の態度を国民党に要請してきたが「余は断じて拒絶せり」と断ったことを報告し、「今後の政友会の為すことに就ては責むべきは責め咎むべきは咎むべし」と方針を示した⁽⁸⁹⁾。ただし、政友会のなかにも健全な議員がおり、しばらくはその様子を見守りたいとした。政友会に直ちに敵対しようという声に対しては、犬養は、これまでの関係もあるので、直ちに突撃するようなことではないと逆になだめることになった。これに対し、服部綾雄は国民党の立場を表明する必要があると主張し、報告書を発表することが了承された。これを受けて、国民党は別室にて常議員会を開き、次のような決議を採択する。

- 一、山本内閣の組織は政党内閣の本義に反するものと認む
- 一、我党は此際政友会との提携を断絶す⁽⁹⁰⁾

そして、報告書の起草委員として、関和知、増田義一、村松恒一郎が選ばれ、作業を進めることになった。

2月22日に国民党代議士会が開かれた。関和知らが起草した報告書を検討するためである。それを元に今後の党運営について検討を行った。そして、尾崎行雄ら政友会からの脱党者を好意をもって扱うことに満場一致で決定した。2月23日に、関和知らは報告書を脱稿して、国民党各支部に宛て発送を準備し始めた。その内容は次のようであった⁽⁹¹⁾。桂太郎内閣が崩壊したのは、「国民三十余年来の積憤」によるものである。立憲政治を確立するという点において政友会とは同意見だが、これまでは、実際の政策について隔たりがあり、彼らは「動もすれば妥協苟合を事とし多数を擁して横暴を恣にし」閥族に乗じてきたが、最近は政策も似通ってきた。それで結束して桂内閣を打破したのである。「然るに何事ぞ政友会の所謂幹部なるもの此干戟の好機を逸し復び閥族の一部に苟合して」大義を忘れてしまっている。こうして国民的運動を無意義なものにしてしまったことを、われわれは痛憤していると記されていた。

1913（大正2）年3月2日、国民党は本部で代議士会を開いた。犬養毅総務、関直彦幹事長、もちろん関和知も参加した。犬養は政友会の発表した報告書に虚偽の点があると主張し、国民党から弁駁書を発表することになった。起草委員には、先の報告書を起草した関和知、増田義一、村松恒一郎があげられたが、このとき関和知は辞任している。一方、傍聴席の院外団から佐々木安五郎、松村雄之進らが現内閣に対して不信任案を提出するよう提案がなされた。犬養は、これは総務一任となっており政友倶楽部と協

議もしているのです、しばらく預からせてほしいと回答した。さらに院外団が要求するので、関和知と西村丹次郎がなだめに動かなければならない事態となった。ともかく今日は代議士の出席が少ないので、後日、代議士総会を開いて協議すべきだろうということになり、不信任案の提出は延期となった。

憲政作振会が現内閣反対を掲げて、3月12日午後1時より神田青年会館で大演説会を開催した。尾崎行雄や犬養毅が来ないとあって、盛り上がりには欠けたが、田中善立、伊藤知也らに混じって関和知も演説を試みた。政治家に必要なのは大義名分であり、私利私欲に走る政党を嘆き、憲法に基づく政治こそが富強の由来であるとして国民に奮起を促した⁽⁹²⁾。

4-4. 憲政の本義より見たる選挙権の拡張

さて、内閣は替わったが第30議会は続いている。ここで関和知が追及した問題に選挙権がある。すでに1912年（大正元年）10月11日午後1時から、国民党は選挙法改正調査特別委員会を開いて検討を行ってきた。そして改正案の起草委員を、関和知と斎藤隆夫の2人に任せることとなった。10月19日午後1時より本部で選挙法改正法案起草委員会が開かれ、関和知と斎藤隆夫が草案を説明し討論したが決定にはいたらなかった。その後も検討を続けた彼らは選挙法中改正法律案を提案し、この第30議会で委員会が開かれることになったのである。

1913（大正2）年3月6日午前11時より、第2回の衆議院議員選挙法中改正法律案委員会が開催された⁽⁹³⁾。委員長には同じ千葉県選出の政友会議員、鶴沢聡明があたった。すでに高木益太郎が本会議において説明していたので、提案者は相島勘次郎だったが「説明が要りませうかどうでせうか」などと言っているうちに、関和知が「それではちっとばかりやりませう」と言って、この法案改正の必要性を訴えることになった。主旨としては、第一に選挙権を拡張することである。現行は25歳以上だが、これを20歳以上に拡大する。この年齢なら能力知識のうえで選挙権を与えても問題はない。納税資格については、10円以上の直接国税を、5円以上に改めて参政権を多数の国民に与えるべきである。そして、「中学程度以上の学力知識を有する者」にも選挙権を与える。ここで言う「中学程度」は、文部省の徴兵猶予の認可を得ている学校を指している。被選挙権も30歳以上を25歳以上に拡大したい。このように関和知は主旨を説明した。

これに対して武満義雄はなぜ25歳以上と制限するのか、また、刑の執行を終わった後5年間は被選挙権がないという部分も説明がほしいと発言した。

関和知は、日本人の現状から考えて25歳までは、まだ被選挙権を与えるに穏やかではなく、かといって30歳では「遅きに過ぎる」として25歳にしたと説明し、刑罰を受けた者が直ちに議員になるというのは、道徳上良くないので、社会的制裁の意味でつけ

加えたと述べた。政府委員の水野鍊太郎は、年齢や納税資格は慎重な審議が必要だと述べ、「大体に於ては此案に今日に於ては遺憾ながら同意を表する訳には参らぬのであります」と関和知の提案を否定した。

そして、斎藤隆夫が政府に対し、選挙法改正について調査中というが、「今日俄に賛否の意思を表白せらるゝことが出来ぬ程、それだけ錯雑したる込入ったる事柄ではないと思ひますが」と告げ、どれだけ調査しているかを問いただした。政府委員の水野鍊太郎は、条文を変えることは単純だが、その結果については不明なので慎重な調査が必要であると答え、うえ、「必ずしも急に改めねばならぬとは考へて居りませぬ」「先づ現状を以て相当と認めて居ります」などと現行の基準を肯定した。

また、学歴についての規定には質問が相次いだ。津末良介は現在の教育方針は政治に関与させない方針をとっていると反対し、関和知は「非常なる御小言のやうでありまするが」と前置きしたうえで、中学校では法政経済の科目があり、憲法や選挙についても教えている。常識もあり学校も卒業して年齢もそれなりに達しているのであれば、選挙権を与えてもよいのではないかと反論した。それでは、学校に入っている人に選挙権を与えないのはどうしてなのかと武満義雄が問うと、相島勘次郎は「別段に理由と云ふことも考はない」と回答し、関和知は学問を今修めている最中の人には、「学生としての本分を守り」その目的を達することが大切だから選挙権の行使は猶予するという意味から与えないのだと説明した。

引き続きこの問題は1913（大正2）年3月24日の午後1時20分より、第4回の衆議院議員選挙法中改正法律案委員会で議論された⁽⁹⁴⁾。冒頭から横田千之助が中学校卒業程度の範囲は明確に定まるのかと尋ね、内務省地方局長の湯浅倉平は、定められるのかどうか疑問であると回答した。関和知は定まるだろうと主張した。小泉又次郎が独学の場合はどうなるのかと問いただし、またしても、相島勘次郎が言われてみればその通りであるが、そこまで考えていなかったと答えてしまう。関和知もさすがに、不公平は避けがたいが「遺憾ながら仕方はないと思ひます」と述べるしかなかった。結局、政府が反対しているし、会期もないので否決して、さらに慎重な審議を重ねるべきであると小泉から提案が出され、委員会では少数にて法案は否決されてしまった。

3月26日の本会議は125の案件があげられたが、すでに重要な議案が終了していることから、傍聴席はほとんど空席であった。議員の着席ものろのろしていて、あまり意気込みが感じられない。衆議院選挙法中改正法律案は、否決されたという結果を鶴沢総明委員長が報告した。改正案の精神は了解するが、選挙法は極めて重要な法律のため、研究調査がさらに必要ということで否決となったことを伝えた。

関和知はここで「選挙権拡張の必要であるかと云ふ主張を天下に徹底したい」と述べて登壇した⁽⁹⁵⁾。第27議会で普通選挙に関する法律案が通過した。しかし、貴族院の

「固陋なる閥族政治家官僚政治家、而して曲学阿世の論者」によって、二度とこのような案を送ってくるなと否決された。そのときの憤りを、この衆議院で再現するのは遺憾であり、驚かざるを得ないと皮肉を述べた。このとき、関和知は口が滑って貴族院を罵倒し、副議長の関直彦から「穏やかならぬ言葉」があったと指摘されて、速記録から取り除かれるという一幕もあった。関和知は続ける。世界の一等国は普通選挙に移行しており、国民の大多数に選挙権を分配するのは当然のことであると主張し、しかし、「急激なることの其目的を達するに於て、聊か不利なることを感じましたが故に」穏健なる拡張にとどめたのであると解説した。

そもそも、政友会の伊藤博文は第12議会で、かなり緩和された改正案を提案していたと関和知は指摘する。現状は納税資格によって制限されており、これは立憲政治というより階級政治である。議員の年齢も徐々に上がってきて、議会の活動は「鈍り来りつゝある」と述べ拍手と「ノウ〜」という声が入り乱れた。政友会は「動もすれば妥協政治若は情意投合或は連合と云ふが如き閥族に代る閥族内閣と相結んで、一時の権勢を苟くもすると云ふが如き嫌を招く」と徐々に関和知の議論は熱を帯び政友会批判へと進み、改革の精神が老人ばかりで衰えてしまっているなどとき下ろし始めた。政友会の原敬内務大臣は、昨年議会で選挙法の改正を企てた。それは選挙区割りの問題を扱ったわけだが、選挙権の拡張についてはどのような考えをもっているのかと尋ねられて、拡張の必要は認めないと言っている。今回の委員会でも政府委員は拡張の意味で調査しているのではないと答えている。政友会の議員は、選挙権の拡張という精神は了解しているのだから、「原内相の選挙権に関する固陋なる偏見を改めて」、政友会側でも改正案を出してほしいと訴えた。

『東京朝日新聞』の記者は「関和知君の原案維持演説は堂堂たるものだ、態度も宜しい、弁も莊重だ」と褒めた⁽⁹⁶⁾。その後、横田千之助から反対演説があり、さらに斎藤隆夫が賛成の演説を繰り広げたが、非常にくどく長々しい演説で『東京日日新聞』によれば「政友会側よりは分りました、助て呉れと叫ぶ者あり、散々議場を悩まし、折角の名論も鼻眞の引き倒しとならんとす」と報じられた⁽⁹⁷⁾。結局、第2読会に進むことなく廃案となった。

翌年、1914（大正3）年1月28日、第31帝国議会で、再び、関和知の提出した衆議院議員選挙法中改正法律案が委員会で審議されることになった⁽⁹⁸⁾。委員長には例のごとく鶴沢総明がついた。すでに本会議で説明がなされていた。ほぼ昨年同様の内容であった。

関和知は昨年主張していた犯罪者の資格制限についての部分を削除した。それはこの法案の主たる目的が選挙権の拡張にあって、些末な条項で議論を紛糾させてはならないからであると説明した。ただし斎藤隆夫はこうした妥協に納得しなかった。「それが為

めに条項を削ったと云ふ御説明のやうに承りましたが、是は甚だ感心をしない」と述べた。理由があつて犯罪者の資格を制限するとしていたのだから、初志貫徹せよと関和知に迫つたのである。これに対しては、選挙権の拡張を目指して改めて提案したのであるから問題ないのではないかと土方千種が助け船を出した。

政府委員も昨年同様に内務次官の水野錬太郎が登場し、政府としては直ちに同意することができないという答弁を繰り返した。政府委員は常に調査中を理由に同意できないと述べてきたが、この一年でなにを調べたのかと水野は逆に追及された。水野は「諸種の問題を講究する必要がある」、ただしそれは選挙区の範囲をどうするかと云うことであり、「選挙資格に付ては政府は現状を以て相当と考えております」と回答した。しかしそれは昨年とは異なる回答であつた。初めて聞いたことだと、すかさず斎藤隆夫が指摘している。結局、政府委員の内務省地方局長である小林一太は、政府は選挙権を拡大する必要を認めていないのだから、その点については調査などしないと突っぱねた。

関和知は斎藤隆夫とともに、なぜ政府はこの選挙権の範囲で適当だと考えているのかを問いただした。水野は「是は絶対の原則のあるものではない」と述べて、現状で問題ないことを再度強調するという無意味な答弁を繰り返した。逆に岡田泰蔵は、拡張するなら普通選挙でなければならないのに、つまり、すべての人々をと云う主張なら根拠はいらないが、制限選挙の範囲を問題にするのはどういうわけかと提案者の関和知らに問いかけた。もし制限選挙の範囲を問題にするなら、その根拠が必要だろうというのである。関和知は「制限選挙を覆へして、直ちに普通選挙にする、斯う云ふ主義ではありません」と答えた。そして、その範囲を広げるのは、今日の民度からして適当と考えるからであると回答した。岡田泰蔵は普通選挙という考えはもっていないが、どのような民情によって拡張を主張するのか、政府のほうでもしないという根拠はないだろうが、提案者にもないと反駁した。中流までなら認めるとか、基準が必要であるという。関和知が、もし5円に拡張することが、調べてみた結果、中流の範囲内に入るのであれば、同意するのかと岡田に尋ねると、彼はそうですと答えた。そして、改正案のとおりになつた場合の人数を、政府のほうで調査するという事になった。

こうしたやり取りは新聞にも報道された。たとえば、翌日の『読売新聞』1月29日付は「▲選挙法改正委員会▽政府は不同意」と報じている⁽⁹⁹⁾。また、関和知は改めて雑誌『新日本』に「憲政の本義より見たる選挙権の拡張」と題する論文を発表する。憲政擁護、閥族打破の国民的運動は結局、失敗してしまつた。その原因は藩閥政治家の狡猾さと、政友会の不信にあるが、そもそも日本の政治制度が根本的な欠陥を抱えているためでもあると関和知は考える。その上で、「憲政の本義は政権の分配をして公平ならしむるに在り立法府の組織をして国民全階級の代表的機関たらしむるに在り」と書いて、国民の意志を政治に表せるようにせねばならないと訴えた⁽¹⁰⁰⁾。そして、そのため

には制度として普通選挙が必要であると主張する。つまり憲政擁護とは普通選挙の実現にかかっている。関和知は欧米各国の人口に占める有権者数を一覧として示して、日本がいかに関後れをとっているかを明らかにした。代議士のほとんどが地主や資本家によって占められ、労働階級に属する者はほとんどその代表者を国政に送り込んでいないと日本の現状を批判し、「現行選挙法の如く選挙者の年齢、財産に関する極端なる制限は一日も速に撤破して、可成多数の国民に参政の権利を与ふるの極めて緊切急要なるを信ずる」と記して、選挙権の拡大を訴えた⁽¹⁰¹⁾。

4-5. 大日本青年協会

犬養毅はこの頃、青年への働きかけを始めていた。世間には自治や憲政をよく理解せず、「政治」は資産を食い潰す危険な活動と考える傾向があり、まずは青年を教育し、政治に関与することを促さねばならないと考えたのである⁽¹⁰²⁾。1913（大正2）年秋、犬養は大日本青年協会を立ち上げた。大正政変において青年は政治的関心を高めつつあった。彼は「愈々国民の脳裡に立憲思想を浸潤せしむるの必要を感じたと同時に、近世流行の偏狭なる道德論を打破して、古今内外に通ずる真道德の樹立、即ち其の徳性の涵養を急務と考へた為めである」と趣旨を説明した⁽¹⁰³⁾。会長は犬養本人が立ち、理事に関和知、鈴木梅四郎、相島勘次郎を用いた。本部は芝区桜田鍛冶町に置いた。会費は年1円50銭であった。青年に対し「立憲的知徳を涵養し、増進し、以て善美の新国民」を作ることを目的とした⁽¹⁰⁴⁾。鈴木が協会の財務を担当し、関和知と相島は機関誌『青年』の編集を行った。その年の12月、『青年』が創刊された。津金馨が編集を助けた。ほかに立花寛一、結束武二郎が手伝った。営業には長嶋慎弥があたった。

『青年』の1914年3月号で、鷲城学人は国民党の若手ホープに高木益太郎、関和知、相島勘次郎、増田義一、村松恒一郎をあげた。まだ討論家として認めるわけにはいかないが、知識も抱負もある人たちで、将来雄弁家として大成するかもしれないと期待をかけた。とりわけ関和知については「用語がレトリカルで声調が荘重で、如何にも上品に出来て居るのは関和知氏の演説である。随つて弁難攻撃には不向であるが、襟を正して傾聴せしめる処に氏の人格が映じ、独り国民党のみでなく議会の青年政治家中、氏の演説が一番物になって居る」と記して高評価を与えている⁽¹⁰⁵⁾。

1914（大正3）年1月24日、国民党は常議員会を開いて、総務に犬養毅、幹事長に関直彦、そして幹事として石田仁太郎、大口喜六、村松恒一郎、青地雄太郎、前川虎造らとともに関和知を選んでいる⁽¹⁰⁶⁾。

しかし、その後、大隈重信内閣が成立すると、関和知は国民党を離れ、そのため、『青年』1914年6月号では理事に関和知の名前は載っていない。大日本青年協会名誉会員の多数の末尾に「代議士 関和知」として記されるのみである。また、ほかの理事も

忙しくなり、経営難も加わって雑誌『青年』はいったん廃刊となり、3巻9号の1915年9月以降は相島勘次郎を社主とした猶興社によって、発行を継続することとなった⁽¹⁰⁷⁾。相島はかろうじてこの雑誌を続けたが、やがて犬養が引き継いで『木堂雑誌』と改称されることになる。

5. おわりに

大正政変期において、これまで犬養毅を中心に描かれることの多かった国民党を、本稿では千葉県選出の若手議員・関和知を手がかりに検討してきた。彼は国民党が結成される直前に、憲政本党から補欠選挙で当選し、その後は犬養毅に従い国民党の幹事として活躍する。言論出版の自由や、文官任用令の改正などを議会で訴え、第11回総選挙は次点から繰り上げ当選でかろうじて議席に踏みとどまり、やがて憲政擁護運動へと乗り出していく。大正政変においても犬養を支持して国民党に残留し、選挙権の拡大などを主張した。

国民の意志が政党を通して議会に代表され、その多数党が内閣を組織すべきであるとの考えに基づけば、元老・官僚・武断の政治は関和知にとって「閥族打破」として退けられねばならなかった。彼は文官任用令を改正せよとの建議を行い、官僚への自由任用の拡大を訴え、また、国民の意志を反映させる手段としてメディアに注目し、大逆事件後の言論の自由について国会で議論を行い、朝鮮における新聞が武断政治によって圧迫されているとして、その緩和を訴えた。

関和知の目から見て、こうした閥族・官僚政治に迎合しているのが政友会である。政友会は私利を追求する政党であり、党勢拡張のために鉄道や学校建設といった利権を地方へばらまき、議会での多数を形成している。主義や政綱によって選挙戦を戦わず、利権、金権をかざして票を集める政友会を関和知は敵視した。そして、一部の階級だけが政治に訴えることができ利益を享受できるという体制は、国民の意志を反映するものではないと考えた。貧乏である彼は選挙戦で敗退し、政友会への反発を強め、利権になびく国民の態度を嘆いた。他方、選挙権なき国民の政治参加はいよいよ暴力的な様相を帯び始めてきた。

こうした現状は、関和知が次世代の有権者である青年に注目するきっかけを与えた。大日本青年協会で機関誌『青年』の編集にたずさわり、また、それ以前から、少壮議員で立憲青年会という組織を立ち上げ、また、青年たちが主催する演説会に招かれることもあった。国民の政治知識を促進することが必要だった。そして、政治を担える人材が、階級の別なく、国政にその意志を反映させるためには、やはり選挙権の拡大が求められる。彼は実際、1913年3月および1914年1月の議会でその主張を行った。

このように、言論の自由、選挙権の拡大、政治的意識をもつ青年への期待など、関和知にとっての「閥族打破」とは国民の政治参加と表裏一体である。それは党勢拡張という国民を掌握する方法の問題ではなく政治の正統性を問うという大義名分の問題であった。

ただし、彼は理想に固執する原理主義者ではない。選挙権については早くから普通選挙を理想としながらも、実際の議会における提案ではまず段階的な選挙権の拡大を主張し、朝鮮総督府新聞紙規則の改正についても、政友会の議員と連携して総督府へ警告を行うほうが実効的であると判断している。また、地元の千葉県に関する問題では、請願や建議において他党と歩調を合わせることもあり、理想を追求するとともに現実的な落とし所をふまえた政策を提案するという努力がうかがわれる。それはプラグマティックな態度であり、時として、国民党の同僚議員からラディカルな主張にもとづく批判を受けることさえあった。

こうした現実を見据えた修正は、裏で手を回すような妥協ではなく、本会議や委員会でも公的に行われた提案である。その政策立案能力は、いまだ若手議員として注目されていないが、すでに国民党時代から議会報告書の起草を任されるなど、その片鱗を覗かせている。やがて、彼は憲政会総務として、議会報告書をほぼ一手に引き受けることになるが、その前に、山本権兵衛内閣を挟み、いよいよ関和知が私淑する御大、大隈重信が出陣する。ここに、国民党の大義名分は再び問われることになる。その行方については、いずれ稿を改めて論じよう。

注

- (1) 久野洋「立憲国民党の成立——犬養毅と坂本金弥の動向を中心に」『史学雑誌』126巻12号、2017年。
久野洋「犬養毅・立憲国民党の地方基盤——大正期「第三党」構想の前提」『ヒストリア』265号、2017年。
- (2) 伊東久智『「院外青年」運動の研究——日露戦後～第一次大戦期における若者と政治との関係史』晃洋書房、2019年。
- (3) 山本四郎『大正政変の基礎的研究』御茶の水書房、1970年、354頁。
- (4) 坂野潤治『大正政変——1900年体制の崩壊』ミネルヴァ書房、1982年、132頁。
- (5) 木村清吉編『房総医家名鑑』安井融平、1912年、17頁。
- (6) 『東京朝日新聞』1909年7月23日、2面。
- (7) 『東京朝日新聞』1909年7月27日、2面。
- (8) 『新総房』1909年8月4日、2面。
- (9) 『憲政本党党報』4巻2号、1909年、8頁。
- (10) 『東京朝日新聞』1909年7月29日、2面。
- (11) 関和知が改進黨系のジャーナリストとして千葉県で認められていく過程と、機関紙『新総房』の関係については、河崎吉紀「メディア議員の出世——関和知と『新総房』を例に」『京都メディア史研究年報』6号、2020年を参照。
- (12) 『新総房』1909年12月15日、2面。
- (13) 同書、2面。

- 14) 『新総房』1909年12月11日, 2面。
- 15) 『早稲田学報』179号, 1910年, 5頁。
- 16) 『新総房』1910年4月27日, 1面。
- 17) 『千葉暁鐘新聞』1910年4月10日, 2面。
- 18) 『新総房』1910年4月21日, 2面。
- 19) 『新総房』1910年5月7日, 2面。
- 20) 『新総房』1910年5月6日, 2面。
- 21) 『新総房』1910年5月24日, 2面。
- 22) 『新総房』1910年5月26日, 2面。
- 23) 『新総房』1910年5月27日, 2面。
- 24) 『新総房』1910年5月28日, 2面。
- 25) 同書, 2面。
- 26) 『新総房』1910年8月5日, 2面。
- 27) 白洋は関和知の号である。
- 28) 『新総房』1910年8月10日, 1面。
- 29) 『新総房』1910年9月20日, 2面。
- 30) 『読売新聞』1910年11月24日, 2面。
- 31) 『東京朝日新聞』1910年12月14日, 2面。
- 32) 『東京朝日新聞』1910年12月25日, 2面。
- 33) 『東京朝日新聞』1911年3月3日, 4面。
- 34) 「第二十七回帝国議会 衆議院議事速記録第二十一号」『官報号外』1911年3月12日。
- 35) 「衆議院議員関和知提出言論出版ノ自由及芸術ノ取締ニ関スル質問ニ対シ内務大臣答弁書衆議院へ回付ノ件」国立公文書館所蔵『公文雑纂』明治44年・第31巻・帝国議会・帝国議会(第27回4)
- 36) 「第二十七回帝国議会 衆議院議事速記録第七号」『官報号外』1911年2月1日, 68頁。
- 37) 「第二十七回帝国議会 衆議院議事速記録第二十号」『官報号外』1911年3月10日, 392-398頁。
- 38) 和田利夫『明治文芸院始末記』筑摩書房, 1989年, 218頁。
- 39) 『読売新聞』1911年6月2日, 2面。
- 40) 関和知「千葉県補欠選挙に依りて得たる経験」『大国民』37号, 1911年, 34頁。
- 41) 原奎一郎編『原敬日記』3巻, 福村出版, 2000年, 138-139頁。
- 42) 関和知「立憲治下の一罪惡——千葉県会紛擾の真相」『大国民』42号, 1911年, 45頁。
- 43) 『東京朝日新聞』1912年2月22日, 4面。
- 44) 『東京朝日新聞』1912年2月25日, 2面。
- 45) 『東京朝日新聞』1912年2月26日, 4面。
- 46) 『東京朝日新聞』1912年2月25日, 2面。
- 47) 関和知「任用令改正が政弊打破の第一歩」『日曜画報』2巻10号, 1912年, 10頁。
- 48) 「第三十回帝国議会 衆議院議事速記録第八号」『官報号外』1913年3月12日, 5頁。
- 49) 「第二十八回帝国議会 衆議院議事速記録第二十三号」『官報号外』1912年3月21日, 413頁。
- 50) 「第二十八回帝国議会 衆議院議事速記録第二十六号」『官報号外』1912年3月26日, 513-517頁。
- 51) 『東京朝日新聞』1912年3月26日, 2面。
- 52) 「第二十八回帝国議会衆議院 請願委員第一分科会議録(速記)第七回」1912年3月4日。
- 53) 「第二十八回帝国議会衆議院 銚子港修築に関する建議案委員会議録(筆記速記)第一回」1912年3月12日。
- 54) 「第二十八回帝国議会衆議院 請願委員第四分科会議録(速記)第八回」1912年3月14日。
- 55) 「第二十八回帝国議会衆議院 成田鉄道国有に関する建議案委員会議録(筆記速記)第一回」1912年3月22日。
- 56) 関白洋「本議会の弁士」『大国民』45号, 1912年, 45頁。
- 57) 関和知「桂西両派の公式的妥協」『日本及日本人』552号, 1911年, 22頁。

- 58) 同書, 23 頁。
- 59) 『東京朝日新聞』1912 年 4 月 10 日, 4 面。
- 60) 同書, 4 面。
- 61) 『千葉毎日新聞』1912 年 4 月 21 日, 2 面。
- 62) 『千葉毎日新聞』1912 年 5 月 16 日, 2 面。
- 63) 政戦記録史刊行会編『大日本政戦記録史』政戦記録史刊行会, 1930 年, 457 頁。
- 64) 『新世界』1912 年 6 月 6 日, 2 面。
- 65) 筑峰「東京だより」『新世界』1912 年 6 月 12 日, 1 面。
- 66) 関和知「興味ある米国の政戦」『東西事報』14 号, 1912 年, 28 頁。
- 67) 関和知「青年政治家を養成せよ」『大国民』48 号, 1912 年, 17 頁。
- 68) 『千葉毎日新聞』1912 年 5 月 16 日, 2 面。
- 69) 岡義武・林茂「解題」『大正デモクラシー期の政治——松本剛吉政治日誌』岩波書店, 1959 年, 6 頁。
- 70) 『時事新報』1912 年 12 月 17 日／大正ニュース事典編纂委員会, 毎日コミュニケーションズ出版事業部編『大正ニュース事典』第 1 巻, 毎日コミュニケーションズ, 1986 年, 203 頁。
- 71) 『東京朝日新聞』1912 年 12 月 20 日, 5 面。
- 72) 同書, 5 面。
- 73) 千葉県史料研究財団編『千葉県の歴史』通史編近現代 2, 2006 年, 43 頁。
- 74) 『東京朝日新聞』1913 年 1 月 16 日, 2 面。
- 75) 伊東鳳南「議會風雲録(二)」『日本及日本人』599 号, 1913 年, 132 頁。
- 76) 『東京朝日新聞』1913 年 1 月 20 日, 2 面。
- 77) 前掲, 山本四郎『大正政変の基礎的研究』, 408 頁。
- 78) 『東京朝日新聞』1913 年 1 月 20 日, 2 面。
- 79) 『東京朝日新聞』1913 年 1 月 22 日, 2 面。
- 80) 『東京朝日新聞』1913 年 1 月 24 日, 2 面。
- 81) 埼玉県編『新編埼玉県史』資料編 19, 埼玉県, 1993 年, 822 頁。
- 82) 『読売新聞』1913 年 2 月 4 日, 2 面。
- 83) 『東京朝日新聞』1913 年 2 月 4 日, 2 面。
- 84) 『東京朝日新聞』1913 年 12 月 7 日, 2 面。
- 85) 細井肇『政争と党弊』盆進会, 1914 年, 154 頁。
- 86) 鷺城学人「政党人国記(二)」『新日本』3 巻 2 号, 1913 年, 137 頁。
- 87) 関和知「革新的運動の意義」『国家及国家学』1 巻 2 号, 1913 年, 8-11 頁。
- 88) 関和知「大正維新の頓挫」『日本及日本人』603 号, 1913 年, 34 頁。
- 89) 『東京朝日新聞』1913 年 2 月 21 日, 2 面。
- 90) 同書, 2 面。
- 91) 『読売新聞』1913 年 2 月 24 日, 2 面。
- 92) 『日米』1913 年 4 月 3 日, 2 面。
- 93) 「第三十回帝国議會衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員会議録(速記)第二回」1913 年 3 月 6 日。
- 94) 「第三十回帝国議會衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員会議録(速記)第四回」1913 年 3 月 24 日。
- 95) 「第三十回帝国議會 衆議院議事速記録第十六号」『官報号外』1913 年 3 月 27 日。
- 96) 『東京朝日新聞』1913 年 3 月 27 日, 2 面。
- 97) 『東京日日新聞』1913 年 3 月 27 日, 2 面。
- 98) 「第三十一回帝国議會衆議院 衆議院議員選挙法中改正法律案委員会議録(速記)第二回」1914 年 1 月 28 日。
- 99) 『読売新聞』1914 年 1 月 29 日, 2 面。
- 100) 関和知「憲政の本義より見たる選挙権の拡張」『新日本』3 巻 5 号, 1913 年, 88 頁。

- (101) 同書, 89 頁。
- (102) 季武嘉也『大正期の政治構造』吉川弘文館, 1998 年, 239 頁。
- (103) 犬養毅「本会趣旨の解」『青年』12 月号, 1913 年, 1 頁。
- (104) 犬養木堂先生伝記刊行会編『犬養木堂伝』中巻, 東洋経済新報社, 1939 年, 147 頁。
- (105) 鷺城学人「議会の討論家 (下)」『青年』3 月号, 1914 年, 117 頁。
- (106) 『青年』3 月号, 1914 年, 145 頁。
- (107) この間の経緯については, 前掲, 伊東久智『「院外青年」運動の研究』が詳しい。

Young Representatives of
the Constitutional Nationalist Party (Kokuminto) :
SEKI Kazutomo and the Political Slogan “Destroy the Clique”

Yoshinori Kawasaki

The purpose of this study is to clarify the political concept and political activities of young representatives of the Constitutional Nationalist Party (Kokuminto) formed in Japan in 1910, taking SEKI Kazutomo as an example. SEKI Kazutomo, who was elected to the Diet in 1909, worked with influential politician INUKAI Tsuyoshi. In the Diet, he defended the freedom of press after the High Treason Incident and called for the easing of restrictions on newspapers in Korea. The 11th general election was unsuccessful for him, but it was once again moved up and he defended his seat. Even during the Taisho Political Crisis, he remained in the Constitutional Nationalist Party (Kokuminto) and began to work for the expansion of voting rights. For SEKI Kazutomo, the political slogan “destroy the clique” meant being on two sides of the same coin with regard to the political participation of the people. While pursuing his ideals, he did not hesitate to make realistic efforts to put policies into effect.

Key words : Constitutional Nationalist Party, INUKAI Tsuyoshi, Taisho Political Crisis